

御坊市公式Facebookの運用に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市政に係る情報を迅速に、かつ、広範に伝達することを旨として、御坊市公式Facebookを適正に運用するために必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) Facebook インターネットを通じて提供される役務で、次のいずれにも該当するもの及び当該役務の提供に用いられるシステムをいう。
 - ア 文章及び画像（イに規定する者が指定する規格に該当するものに限る。第6号において「文章等」という。）をインターネットを通じて通信端末機器（入出力装置を含む。）の映像面に表示されるようにする機能を有するもの。
 - イ 当該役務に係る商標につき当該役務を提供する者が商標法（昭和34年法律第127号）の規定による商標登録を受けているもの
- (2) ユーザー Facebookに利用登録をした個人又は団体をいう。
- (3) 御坊市公式Facebook 総合Facebook及び各課用Facebookをいう。
- (4) 総合Facebook 市政に係る情報全般を表示させるFacebookページをいう。
- (5) 各課用Facebook 課及び室において行う事務、事業、行事、催物その他に関する情報について広報を行うため、専ら当該課及び室が投稿をするFacebookページをいう。
- (6) 投稿 Facebookページに文章等を表示させること及びその表示させた文章等をいう。
- (7) アカウント Facebookに利用登録している個人を識別するためのものをいう。
- (8) ページ Facebookにおいて、アカウントによって作成された投稿を表示する場所をいう。
- (9) いいね 他のFacebookの利用者の投稿等に共感等の意志を表示させることをいう。
- (10) シェア 他のFacebookの利用者の投稿その他ウェブページに共感等の意志を表示し、自らのコメントを付けるなどして拡散するものをいう。

- (11) 課 御坊市事務分掌条例施行規則（平成5年規則第1号。以下「規則」という。）第2条及び御坊市教育委員会事務局組織規則（平成5年教委規則第13号。以下「教委規則」という。）第3条に規定する課をいう。
- (12) 課長 規則第4条及び教委規則第4条に規定する課長をいう。
- (13) 室 規則第2条の2に規定する室をいう。
- (14) 室長 規則第4条に規定する室長をいう。

（御坊市公式Facebookの運用）

第3条 市は、御坊市公式Facebookを運用する。

2 総合Facebookに登録する名称は、御坊市役所（総合）とする。

3 市長は、なりすましを防ぐため、御坊市公式FacebookのURLを市のホームページに掲載するものとする。

（各課用Facebookの開始手続等）

第4条 各課用Facebookを開始しようとする課及び室（以下「担当課等」という。）の課長及び室長（秘書室長を除く。以下「担当課長等」という。）は、各課用Facebook開始申請書（別記様式第1号）及び運用方針案を秘書室長に提出しなければならない。

2 各課用Facebookの数は、1の担当課等につき原則1を限度とする。

3 秘書室長は、第1項による申請を確認し、各課用Facebookの開始を認めるときは、その旨を各課用Facebook開始承諾書（別記様式第2号）により、当該申請をした担当課長等に対し通知する。

4 前項の規定による通知を受けた担当課長等は、各課用Facebookの名称及び運用方針を変更してはならない。

（御坊市公式Facebookにおける投稿）

第5条 御坊市公式Facebookの運用においては、地方公務員法（昭和25年法律第261号）その他関係法令を遵守しなければならない。

2 御坊市公式Facebookにおける投稿は、その担当課長等の承認を経た上で行わなければならない。

3 秘書室長及び担当課長等は、御坊市公式Facebookにおける投稿に対して攻撃的な反応があった場合は、冷静に対応しなければならない。

4 秘書室長及び担当課長等は、御坊市公式Facebookにおいて発信した情報が他者を傷つけ、誤解を生じさせた場合には、誠実に対応するとともに、正しく理解さ

れるよう努めなければならない。

(総合Facebookにおける投稿)

第6条 総合Facebookに投稿しようとする課及び室は、事前に担当課長等及び担当者を総合Facebook編集者登録・削除申請書(別記様式第3号)により秘書室長に申請しなければならない。

2 担当課長等は、異動等により担当者が課及び室を離れる場合は、総合Facebook編集者登録・削除申請書により秘書室長に申請しなければならない。

3 秘書室長は、前2項の規定により総合Facebookに係る登録又は削除をしたときは、その旨を総合Facebook編集者登録状況通知書(別記様式第4号)により、当該申請をした担当課長等に対し登録状況を通知する。

(禁止事項)

第7条 担当課長等は、御坊市公式Facebookにおいては、次に掲げる情報についての投稿を行ってはならない。

(1) 他者を誹謗中傷する内容を含む情報

(2) 人種、思想、信条、職業等により差別し、又は差別を助長させる内容を含む情報

(3) 職員の個人的な状況や意見等の内容を含む情報(職務上発信することが必要な情報を除く。)

(4) 法令等に違反する行為をあおる内容を含む情報

(5) 職務上知り得た秘密及び特定の個人を識別することができる情報

(6) わいせつな内容を含む情報その他の公序良俗に反する内容を含む情報

(7) 第1号、第2号、第4号及び前号の内容を含むホームページ等を紹介する情報

(8) 信頼性に乏しい情報

(9) 市の施策の意思形成過程に関する情報(パブリックコメントが実施されている場合を除く。)

(10) 基本的人権、肖像権、プライバシー権、著作権等を侵害する情報

(総合Facebookにおけるいいね及びシェアの制限)

第8条 担当課長等は、総合Facebookにおいて、原則、いいね及びシェアを行ってはならない。ただし、国、地方公共団体その他公益的な団体の投稿に係るもの等で、秘書室長の承認を経ている場合は、この限りでない。

2 担当課長等は各課用Facebookに投稿したものに限り、いいね及びシェアを行うことができる。

(各課用Facebookにおけるいいね及びシェアの制限)

第9条 担当課等は、各課用公式Facebookにおいて、原則、いいね及びシェアを行ってはならない。ただし、国、地方公共団体その他公益的な団体の投稿に係るもの等で、担当課長等の承認を経ている場合は、この限りでない。

(返信の禁止)

第10条 御坊市公式Facebookにおいて、返信を行ってはならない。ただし、市長が特に必要と認める場合にはこの限りではない。

2 秘書室長及び担当課長等は、御坊市公式Facebookにおいて返信を行わない旨を御坊市公式Facebookのプロフィール欄に明示しなければならない。

3 秘書室長は、御坊市公式Facebookにおいて返信を行わない旨を市のホームページに明示しなければならない。

(御坊市公式Facebookの廃止又は停止)

第11条 担当課長等は、担当課等の統廃合その他の理由により各課用Facebookの運用の廃止をしようとするときは、あらかじめ秘書室長に協議をしなければならない。

2 担当課長等は、前項の協議が調った場合は、各課用Facebook廃止申請書（別記様式第5号）を秘書室長に提出するものとする。

3 前項に規定する場合において、担当課長等は、当該各課用Facebookの廃止をする旨及び当該廃止を予定する日をその日の2週間前までに告知しなければならない。

4 秘書室長は、第2項の規定による申請があった場合は、前項の規定による告知がされていることを確認した上で、当該申請に係る各課用Facebookを廃止するものとする。

5 市長は、御坊市公式Facebookの運用を継続することが困難となった場合は、その理由を市のホームページに明記し、御坊市公式Facebookの運用を速やかに停止し、又は御坊市公式Facebookを廃止するものとする。

6 市長は、御坊市公式Facebookの利用及び管理に関し、法令違反その他の不正な利用があったときは、速やかに御坊市公式Facebookの運用を停止するものとする。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和元年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年9月1日から施行する。